

けいはんな学研都市での企業立地等における国及び地方公共団体の優遇制度一覧
＜国・京都府・木津川市・精華町＞

平成26年3月 公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 まとめ

【注意事項】業種や事業形態等により対象とならない場合もありますので御注意ください。

根拠法等	適用条文	優遇措置の種類	優遇の内容	対象エリア	対象者	対象事業	対象施設	適用期限
関西文化学術研究都市建設促進法 (昭和62年6月9日法律第72号)	租特法 43条の2 法施行令 28条の2	税の特例 (法人税)	法人税について、事業の用に供した事業年度の特別償却(普通償却への上乗せ) ○建物・附属設備・・・6/100 ○機械・装置・・・12/100	学研都市の「文化学術研究ゾーン内」	青色申告書を提出する法人であること。	指定なし	技術に関する研究所の用に供する施設 ○建物・その附属設備 ・・・2億円以上 ○機械・装置 ・・・1台あたり240万円以上	平成27年3月31日までの間に、左記施設を、事業の用に供すること。
総合特別区域法 (平成23年6月29日法律第81号)	租特法 42条の11 法施行令 27条の11	税の特例 (法人税)	法人税について、事業の用に供した事業年度の特別償却(普通償却への上乗せ) ○建物とその附属設備・構築物 ・・・25/100 ○機械・装置、開発研究用器具・備品 ・・・50/100	学研都市における国際戦略総合特区の区域内(京都府域の一部)	青色申告書を提出する法人で、総合特区法の規定による指定法人であること。	国の認定を受けた「関西イノベーション国際戦略特区」計画に定められた以下の分野の事業 ・医薬品 ・医療機器 ・先端医療技術(再生医療等) ・先制医療 ・バッテリー ・スマートコミュニティ	左記の事業の用に供する施設 ○建物とその附属設備・構築物 ・・・1億円以上 ○機械・装置 ・・・1台あたり2,000万円以上 ○開発研究用器具・備品 ・・・1台あたり1,000万円以上	平成26年3月31日までの間に、左記施設を、事業の用に供すること。 ※平成26年度税制改正大綱により適用期限の延長が決定(平成28年3月31日まで) 通常国会で法改正の予定
		税の特例 (法人税) 税額控除(上記特別償却を適用しない場合)※当期の法人税額の20%相当額を限度(控除限度超過額については、1年間の繰越しが可能)	法人税について、事業の用に供した事業年度の税額控除 ○建物とその附属設備・構築物 ・・・8/100 ○機械・装置、開発研究用器具・備品 ・・・15/100					

京都府

根拠法等	適用条文	優遇措置の種類	優遇の内容	対象エリア	対象者	対象事業	対象施設	適用期限
地域の振興に係る京都府府税条例の特例に関する条例<昭和58年10月京都府条例第26号>	第7条	税の特例 (不動産取得税)	0.4%	京都府域の文化学術研究地区内			家屋及びその敷地である土地	なし
	第8条	税の特例 (府固定資産税)	○適用税率 (第1年度) 100分の0.14 (第2年度) 100分の0.467 (第3年度) 100分の0.933				償却資産	3年間
京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例(ものづくり産業等集積促進税制)<平成13年12月京都府条例第49号>	第4条等	税の特例 (不動産取得税)	最大1/2軽減(不均一課税)	ものづくり産業等集積促進地域(ものづくり産業等の集積を図る必要があると認められている地域)で、市町村長の申し出に基づき知事が指定した地域	「ものづくり産業等集積促進地域」内に工場等を新増設、移設、建替する者(雇用の創出が条件)	製造業・ソフトウェア業・情報処理サービス業	工場、研究所・開発拠点 要件：設備投資額(土地を除く)工場の場合 2,700万円超 研究所・開発拠点5,000万円超 府内常用雇用者数 ・当該事業所の府内常用雇用者が5人以上 ・対象企業の府内事業所の府内常用雇用者総数が増加すること	平成29年3月31日までに土地又は家屋を所得したものの
京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金交付要綱<平成14年2月14日告示第67号>		補助金	<<補助率等>> ○事業所設置促進補助金 ：投下固定資産額等×10% (注)土地取得費は補助対象外 ○府内常用雇用促進補助金 ：新規府内常用雇用者数×下記単価 障害者・・・50万円/人 正規雇用者・・・40万円/人 その他・・・10万円/人 (府内常用雇用者数により、交付限度額あり。例、10人～19人の場合は1億円など)	学研都市を含む京都府域内	学研都市内に新設・増設しようとする者	○製造業 ○自然科学研究所 ○情報関連産業	○製造業等の工場 用地面積3,000㎡かつ投下固定資産額等3億円かつ地元雇用者数5人。ただし、京都の特性を生かした企業の立地にあたっては、1,000㎡ ○製造業等の本社及び自然科学研究所の事業所 (1,000㎡又は1億円)かつ5人 ○情報関連産業の事業所 (1,000㎡又は0.5億円)かつ5人 ◆既存敷地内での増設の場合は、さらに次のいずれかの要件を満たすこと ○現在の工場等が①敷地面積3万㎡以上、②従業員200人以上、③製造品出荷額50億円以上、京都府内本社企業の場合は④直近決算期売上高100億円以上	平成29年3月31日までに補助対象事業所として指定を受けたもの
雇用のための企業立地促進融資制度		融資	特別金利1.2%での特別融資<融資条件> ○資金使途 ・工場等の新設、増設に必要な設備資金(土地、建物、機械、設備等の取得資金) ・操業に必要な運転資金 ○融資限度額 ・所要資金の90%以内で20億円以内(うち運転資金1億円以内) ○融資期間 ・設備資金20年以内(据置期間3年以内) ・運転資金7年以内(据置期間1年以内) ○融資利率 特別金利年1.2%(金融情勢により変更する場合あり) 府内常用雇用者総数が増加しない場合は、1.7%	学研都市を含む京都府域内	「京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金」の対象となる工場等の新設、増設をする者	○製造業 ○自然科学研究所 ○情報関連産業	・工場等の新設、増設に必要な設備資金(土地、建物、機械、設備等の取得資金) ・操業開始に必要な運転資金	平成29年3月31日までに京都産業立地戦略21特別対策事業費補助対象事業所として指定を受けたものが対象

木津川市

根拠法等	適用条文	優遇措置の種類	優遇の内容	対象エリア	対象者	対象事業	対象施設	適用期限
関西文化学術研究都市建設等に係る木津川市税条例の特例に関する条例<昭和63年3月条例第2号>	第2条	税の特例 (固定資産税)	○適用税率 (第1年度) 100分の0.14 (第2年度) 100分の0.467 (第3年度) 100分の0.933	木津川市内の文化学術研究地区内			当該特定研究施設の用に供する償却資産若しくは家屋又はその敷地である土地	3年間
木津川市企業立地促進条例 <平成24年6月29日条例第21号>	第2条 第3条 第5条 第6条	事業場設置助成金	○投下固定資産額等(土地取得を除く)の100分の10以内の額 リース資産等は市長が定める額 ◇情報関連産業、自然科学研究所及び製造業(先端産業)に係る事業場については限度額3,000万円 ◇製造業(先端産業以外)及び市長特認に係る事業場については限度額1,000万円 ただし、京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金の交付を受けた企業は対象とならない。	準工業地域等	1 木津川市外からの転入企業及び木津川市内での移転、新・増設企業 2 地域経済、産業の発展や雇用の促進に効果が大きいこと 3 環境の保全に配慮して施設整備及び運営が行われること	○情報関連産業 ○自然科学研究所 ○製造業 ○市長特認	○情報関連産業・自然科学研究所に係る本店及び事業場、製造業(先端産業)に係る本店→用地面積500㎡以上又は投下固定資産額等2,000万円以上かつ地元新規雇用者数1人以上 ○製造業(先端産業)に係る事業場、製造業(先端産業以外)及び市長特認に係る本店及び事業場→用地面積500㎡以上又は投下固定資産額等5,000万円以上かつ地元新規雇用者数1人以上	平成29年3月31日までに助成対象企業として指定を受けたもの
		雇用創出助成金	○採業開始の属する年度の翌年度以降3年度間に、1年以上継続して新たに雇用した市内在住者の増加数に次の区分に応じた金額を乗じて得た額 ①正規雇用1人につき40万円 ②障害者雇用1人につき50万円 ③上記の①、②以外1人につき10万円 ○限度額3,000万円 ただし、京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金の交付を受けた企業は対象とならない。					
		操業支援助成金	○固定資産額(土地分除く)の課税額に次の率を乗じて得た額 (第1年度) 10分の9 (第2年度) 3分の2 (第3年度) 3分の1 ○限度額 1億5,000万円 ただし、「関西文化学術研究都市建設等に係る木津川市税条例の特例に関する条例」の対象となる企業は対象にはならない。					

精華町

根拠法等	適用条文	優遇措置の種類	優遇の内容	対象エリア	対象者	対象事業	対象施設	適用期限
関西文化学術研究都市建設等に係る精華町税条例の特例に関する条例<昭和63年3月条例第10号>	第2条	税の特例 (固定資産税)	○適用税率 (第1年度)100分の0.14 (第2年度)100分の0.467 (第3年度)100分の0.933	精華町内の 文化学術研究地区 内	(1)建設計画の同意の日以降の取得 (2)技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得等に要する資金の額が2億円以上 (3)建設計画の達成に資することの国土交通大臣の証明 (4)土地については、その取得の日の翌日から起算して、1年以内に、当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合		○当該特定研究施設の用に供する償却資産若しくは家屋又はその敷地である土地 ○2億円以上	3年間
精華町企業立地促進条例 <平成16年10月1日 条例第19号>	第4条第1項 第5条	事業場等設置助成金	○投下固定資産額等(土地取得を除く)の100分の10以内の額 ◇情報関連産業、自然科学研究所及び製造業(先端産業)に係る事業場については限度額3,000万円 ◇製造業(先端産業外)及び町長特認に係る事業場については限度額1,000万円 ただし、京都産業立地戦略21特別対策事業補助金の交付を受けた企業は対象とならない。	準工業地域等	○精華町外からの転入企業及び精華町内での移転、新・増設企業 ○地域経済、産業の発展や雇用の促進に効果が大きいこと ○環境の保全に配慮して施設整備及び運営が行われること。	○情報関連産業 ○自然科学研究所 ○製造業 ○町長特認	○情報関連産業・自然科学研究所に係る本店及び事業場、製造業(先端産業)に係る本店→用地面積500㎡以上又は投下固定資産額等2,000万円以上かつ地元新規雇用者数1人以上 ○製造業(先端産業)に係る事業場、製造業(先端産業外)及び町長特認に係る本店及び事業場→用地面積500㎡以上又は投下固定資産額等5,000万円以上かつ地元新規雇用者数1人以上 ○地域経済、産業の発展に効果が大きいと認められること。 ○環境の保全に配慮して施設整備及び運営が行われること。	平成29年3月31日までに助成対象企業として指定を受けたもの
		雇用創出助成金	○操業開始の属する年度の翌年度以降3年度間に、1年以上継続して新たに雇用した町内在住者の増加数に次の区分に応じた金額を乗じて得た額 ①正規雇用1人につき40万円 ②障害者雇用1人につき50万円 ③上記の①、②以外1人につき10万円 ○限度額3,000万円 ただし、京都産業立地戦略21特別対策事業補助金の交付を受けた企業は対象とならない。					
		操業支援助成金	○固定資産額(土地分除く)の課税額に次の率を乗じて得た額 (第1年度)10分の9 (第2年度)3分の2 (第3年度)3分の1 ○限度額 3,000万円 ただし、「関西文化学術研究都市建設等に係る精華町税条例の特例に関する条例」の対象となる企業は対象にはならない。					
精華町企業立地促進条例 <平成16年10月1日 条例第19号> ベンチャー企業助成制度	第4条第2項	助成金	土地及び建物の賃借料に次の率を乗じて得た額 1年目・3/10 2年目・2/10 3年目・1/10 3年間の交付合計額の上限120万円	○けいはんなベンチャービレッジ ○けいはんなプラザラボ棟	○創業を目指す者又は創業後間がない者 ○独自の技術等を活かして新技術や新商品等の開発を目指すもの ○新たな商品や販売方法の開発等により経営の革新又は新事業の開拓を目指す者等		○けいはんなベンチャービレッジでの操業 ○けいはんなプラザ・ラボ棟一般床(他の公的支援を受けない部屋)での操業	平成29年3月31日までに助成対象ベンチャー企業等として指定を受けた者